

# 今、気になる7つのこと

# 今、気になる7つのこと

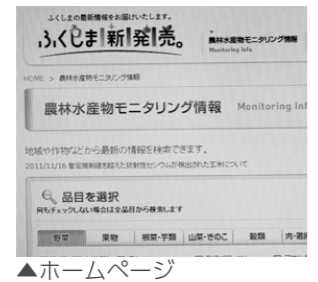
東日本大震災から8か月。その被害のつめ跡は、今もなお日常の暮らしに影響を及ぼしています。今月号では「今、気になること」をテーマに、市で行っている復旧工事の状況や、放射能に関する内容を7つの項目にまとめ、Q&A形式でお知らせします。

## Q6 農林水産物の最新の検査結果を知る方法がありますか？

県では、穀類、野菜、果物、魚介類など、県内で採れる農林水産物の放射性物質モニタリング検査を行っており、その結果をインターネットで公開しています。

最新のモニタリング結果や、出荷・摂取が制限されている食品もご覧いただけます。

- ▷ホームページ  
ふくしま新発売。
- ▷URLまたは検索方法  
http://www.new-fukushima.jp/monitoring.php  
または「農林水産物モニタリング情報」で検索



福島県農林水産部 農産物流通課 ☎024-521-7371 ▲ホームページ

## Q4 水道水は今も放射性物質の検査はしているのですか？また、市で受け付けている井戸水の放射性物質検査結果が気になりますか？

水道水は現在も検査を行っています。市が所有する深井戸を水源とする水道水の検査頻度は週2回で、堀川ダムを水源とする水道水は週3回の頻度で検査を行っています。現在、放射性物質は検出されていません。

井戸水の放射性物質検査には、11月22日現在で、申し込みが延べ1,284件あり、検査が済んだものが712件です。現在までの検査結果は全て不検出となっています。なお、検査結果で微量でも放射性物質が検出された場合は再検査を行い、さらに検査が必要な場合は、精度の高い検査機器を使用する外部検査機関へ依頼し、最終数値をお知らせします。



水道部施設課 ☎273221 ▲井戸水検査の様子

## Q7 震災の影響で住宅を取り壊しました。届け出などの手続きは必要ですか？

建物を取り壊した場合は「家屋滅失申告書」を市に提出していただく必要があります。これにより建物の滅失を把握し、次年度の課税台帳から削除することで税額が減少します。

また、建物の滅失は土地の税額にも関連しています。建物の用途が住宅の場合、その住宅が建つ宅地（住宅用地）の税額を軽減する特例制度があります。通常、住宅を取り壊すと軽減はなくなり、宅地の税額は上がりますが、東日本大震災の影響で住宅を取り壊した場合に限り、住宅がなくても10年間継続して「住宅用地」と見なし、宅地の税額を軽減する特例制度ができました。この申請は「家屋滅失申告書」の中に記載していただくようになります（既に滅失申告書を提出されている場合は申請は不要です）。

建物の有無を正確に把握するため、取り壊した場合には、必ず届け出をお願いします（用紙は本庁舎課税課、各庁舎総務課にあります）。

本庁舎課税課 ☎21111 内2131 / 各庁舎総務課 表郷 ☎21111 大信 ☎2111 東 ☎2111

## Q5 自家栽培の野菜などに放射性物質が含まれていないか心配です。市では検査する予定はありますか？

市では、市民の食品に対する放射性物質の不安を解消し、食品等の安全・安心を確保するために、これまで、井戸水や、農業者が生産した農産物の検査を実施しています。これに加えて、12月5日(月)から、家庭菜園等で生産された農産物等についても検査を実施する予定です。

検査は、採取した農産物等を洗浄し、フードプロセッサー等で細かくしたものを500gをビニール袋に入れ、密封した状態で持参していただきます。測定結果はその場でお知らせします。なお、スーパーや小売店などで購入した食品は、安全が確認されていますので、申し込みはご遠慮ください。

検査は無料ですが、事前に申し込みが必要です。受付時間や検査場所などの詳しい内容については、チラシを作成しお知らせします。



本庁舎生活環境課 ☎21111 内2162

## Q2 甲状腺検査のニュースをテレビで見ました。白河の子どもの検査はいつごろになりますか？

県では、3月11日時点で、0歳から18歳までの県民（平成4年4月2日から平成23年4月1日までに生まれた方）を対象に、甲状腺の超音波検査を実施しています。

現在は計画的避難区域の方の検査を行っています。避難区域以外の方は、11月から順次実施予定となっており、本人（保護者）あてに検査の日時と実施場所が県から通知されます。

検査は平成26年3月までに1回目（先行検査）を終了させ、2回目以降（本格検査）は、20歳までは2年ごと、それ以降は5年ごとに行います。検査は生涯にわたり実施されます。

本庁舎健康増進課 ☎27112

## Q3 10月から市に設置された「放射線対策室」の業務内容はどんなものですか？

放射線対策室の業務は、①市内の除染を進めるために必要な除染計画の策定、②市の各部署が行う放射線対策に関する情報の集約と進行管理、③国や県からの放射能に関する情報収集などです。

現在は除染計画を策定中ですが、この計画に沿って住宅などの除染が開始されると、汚染された土壌が発生し、国の中間貯蔵施設ができるまでの間、仮置きする場所が必要になります。市では、市村合併前の旧4市村ごとに設置する方針で仮置き場の選定を進めています。

本庁舎放射線対策室 ☎21111 内2186

## Q1 被災した道路の復旧工事はどのくらい進んでいるのですか？まだ工事が行われていないところは、いつ頃までに工事が行われるのですか？

原形復旧に向けて国の査定を受けた被災道路は、全部で135箇所あります。そのうち11月22日現在で、38箇所の工事が完了しました。年度末（3月末）までにはそのほか57箇所が完了する見込みです。

しかし、被災規模が大きい箇所や、道路のほかに道路下の下水道管も被災している場合などは、工事に時間を要します。

下水道施設の復旧工事もあわせ、次年度の早い時期に完了できるように努めています。

また、農地、農道およびため池などの農業用施設の復旧工事は、次年度の作付けができるよう、早期の完了を目指しています。

(道路)本庁舎道路河川課 内2276 / 各庁舎事業課 (下水道)本庁舎下水道課 内2237 / 各庁舎事業課 (農業用施設)本庁舎農政課 内2226 / 各庁舎事業課 ☎本庁舎☎21111 / 各庁舎事業課 表郷☎4786 大信☎2115 東☎2114



▲災害復旧工事の様子